

小牧市議会議案第96号

小牧市議会議員政治倫理条例の制定について

小牧市議会議員政治倫理条例を次のとおり制定するものとする。

平成28年9月28日提出

小牧市議会議員	安	江	美代子
同	上	西尾	貞臣
同	上	野々川	嘉則
同	上	河内	伸一
同	上	小島	倫明
同	上	橋本	哲也
同	上	玉井	宰

小牧市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、小牧市議会（以下「議会」という。）の議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、もって市民に信頼される議会の基盤を作るとともに、市政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、市民の信託を受けた全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、事実を明らかにしなければならない。

(働きかけの禁止)

第3条 市民は、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるよう働きかけてはならない。

(政治倫理基準の遵守)

第4条 議員は、議会及び議員の品位及び名誉を重んじ、法令及び社会規範並びに政治倫理基準としての次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 市民の疑惑や不信を招くおそれのある金品の授受その他の不信を招く行為をしないこと。
- (2) 市又は市が出資している法人若しくは市の公の施設の管理を行う地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）が行う許可又は請負その他の契約に関し、特定の者のために有利又は不利な取扱いをするよう働きかけをしないこと。
- (3) 市の職員（以下「職員」という。）の人事（採用、昇任、降任、転任等をいう。）に関して、不当に関与しないこと。
- (4) 前2号のほか、職員の公正な職務の執行の妨げとなる行為をしないこと。
- (5) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないものとし、議員の後援団体等に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。

(6) 議員が実質的に経営に関わっている企業等(次に掲げるものに限る。)

又は議員の配偶者が経営する企業等について、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市を当事者とする請負その他の契約に関して、市民の疑惑を招かないように努めること。

ア 議員がその経営方針又は主要な取引に関与している企業等

イ 議員に顧問料等その名目を問わず報酬を300万円以上支給している企業等

ウ 議員が資本金その他これに準ずるものを3分の1以上出資している企業等

(7) 議員が経営する企業等又は前号に規定する企業等の指定管理者の指定に関して、市民の疑惑を招かないように努めること。

(審査の請求)

第5条 市民及び議員は、特定の議員に政治倫理基準に違反する疑いがあると認めるときは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める連署をもって、その代表者から、議長に対し、政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる書類その他の物件を添えて、政治倫理基準に違反する行為の存否の審査を請求することができる。

(1) 市民が審査を請求する場合 法第18条に規定する選挙権を有する者(審査の請求をするときにおいて、小牧市の選挙人名簿(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第22条の規定による選挙人名簿をいう。)に登録されている者に限る。)の総数の50分の1以上の者の連署

(2) 議員が審査を請求する場合 小牧市議会の議員の定数を定める条例(平成14年小牧市条例第25号)に定める定数の8分の1以上の者の連署。ただし、これらの者が属する議会における会派(以下「会派」という。会派に属さない議員は、当該議員の総員をもって一の会派とみなす。)が2以上であること。

(審査会の設置、組織等)

第6条 議長は、前条の規定による審査の請求があったときは、政治倫理基準に違反する行為の存否について審査するため、小牧市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員8人をもって組織する。

3 委員は、議員(審査の対象となる議員(以下「審査対象議員」という。))

を除く。)のうちから議長が指名する。

4 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 委員は、第9条の規定による報告を終えたときに解任されるものとする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の調査権限等)

第7条 審査会は、必要があると認める場合には、審査対象議員に対する事情聴取その他の必要な調査を行うこと及び有識者又は関係者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

2 前項の規定により審査会の求めに応じ出席した有識者又は関係者には、その出席に要した費用を弁償する。

3 出頭人の費用弁償に関する条例(昭和31年小牧市条例第16号)第3条から第5条までの規定は、前項の費用の弁償について準用する。

(意見の陳述)

第8条 審査会は、審査対象議員の申立てがあつた場合には、当該審査対象議員に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認める場合は、この限りでない。

(審査結果の報告)

第9条 審査会は、審査を終了したときは、議長に対し、その審査の結果を報告しなければならない。

(審査結果の通知等)

第10条 議長は、前条の規定による報告を受けたときは、第5条の代表者及び審査対象議員に対し、速やかに審査の結果を通知するとともに、その要旨を公表するものとする。

(規則への委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提出理由

この案を提出するのは、市民に信頼される議会の基盤を作り、市政の健全な発展に寄与するため、議員の政治倫理基準を定めるとともに、小牧市議会議員政治倫理審査会を設置するため必要があるからである。

参考資料

小牧市議会議員政治倫理条例案のあらまし

- 1 この条例は、小牧市議会議員の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、もって市民に信頼される議会の基盤を作るとともに、市政の健全な発展に寄与することを目的とする。(第1条関係)
- 2 議員の責務を定める。(第2条関係)
- 3 市民の議員に対する働きかけを禁止する。(第3条関係)
- 4 議員が遵守すべき政治倫理基準について定める。(第4条関係)
- 5 政治倫理基準に違反する疑いがあるときの審査の請求手続を定める。
(第5条関係)
- 6 小牧市議会議員政治倫理審査会及び審査結果の取扱いについて定める。
(第6条から第10条まで関係)
- 7 この条例は、公布の日から施行する。

小牧市議会議案第 97 号

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の
堅持及び拡充を求める意見書の提出について

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡
充を求める意見書を地方自治法第 99 条の規定により次のとおり提出する。

平成 28 年 9 月 28 日提出

小牧市議会議員	安	江	美代子
同	上	西尾	貞臣
同	上	野々川	嘉則
同	上	河内	伸一
同	上	小島	倫明
同	上	橋本	哲也
同	上	玉井	宰

定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の 堅持及び拡充を求める意見書

未来を担う子どもたちが夢や希望を持ち、健やかに成長していくことは、全ての国民の切なる願いである。しかし、学校現場では子どもたちの健全育成に向けて真摯に取り組んでいるものの、いじめや不登校、非行問題行動を含めた子どもたちを取り巻く教育課題は依然として克服されていない。また、特別な支援や日本語教育を必要とする子どもも多く、一人一人に応じた適切な支援を行うための十分な時間が確保できないなどの課題にも直面している。

昨年度、文部科学省は、9年間で28,100人の教職員定数改善の考え方を示し、その初年度分として3,040人の定数改善を盛り込んだ。しかし、少人数学級の推進や教職員定数改善計画は示されておらず、不十分なものであった。さらに、政府予算においては、いじめ問題への対応や特別支援教育の充実などのための525人の加配措置にとどまるとともに、教職員定数全体を子どもの自然減以上に削減することが盛り込まれるなど、子どもたちの健やかな成長を支えるための施策としては、大変不満の残るものとなった。

少人数学級は、保護者・県民からも一人一人の子どもにきめ細かな対応ができるという声が多く聞かれる。山積する課題に対応し、全ての子どもたちに行き届いた教育を行うためにも、少人数学級の更なる拡充を含めた定数改善計画の早期策定・実施が不可欠である。

また、子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることは憲法上の要請である。しかし、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられたままであり、自治体の財政は圧迫されている。教育の機会均等と水準確保のために、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率を2分の1へ復元することは、国が果たさなければならない大きな責任の一つである。

よって、国においては、平成29年度の政府予算編成に当たり、定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持とともに、国庫負担率2分の1への復元に向けて、十分な教育予算を確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

小牧市議会

議長 澤 田 勝 巳

関係行政機関宛

(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、内閣官房長官)